

第4章 練馬区の重層的支援体制の整備について

(練馬区重層的支援体制整備事業実施計画)

1 重層的支援体制整備事業の展開

少子高齢化の進行や単身世帯の増加、価値観の多様化など社会環境が大きく変化したことにより、生活を送る中で直面する課題が複雑化・複合化しています。

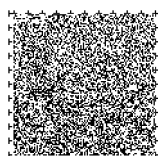
子育て、介護、障害、生活困窮などの分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしつつ、複雑化・複合化した課題を抱える世帯に必要な支援につなげるため、早期発見のためのアウトリーチ*機能の拡充や支援機関の連携強化、個々のニーズに合った居場所や活動とのマッチング機能の強化などに一体的に取り組む重層的支援体制整備事業を展開します。

なお、重層的支援体制整備事業は、社会福祉法（以下「法」という。）第106条の4に基づく取組で、練馬区では令和7年度から本格実施します。ただし、重層的支援体制整備事業への移行準備事業として、ひきこもり*や8050問題*などの複合的な課題を抱えながら支援が行き届いていない世帯への支援を強化するため、令和5年度から、アウトリーチ型の支援や社会参加に向けた居場所支援などに取り組んでいます。

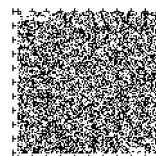
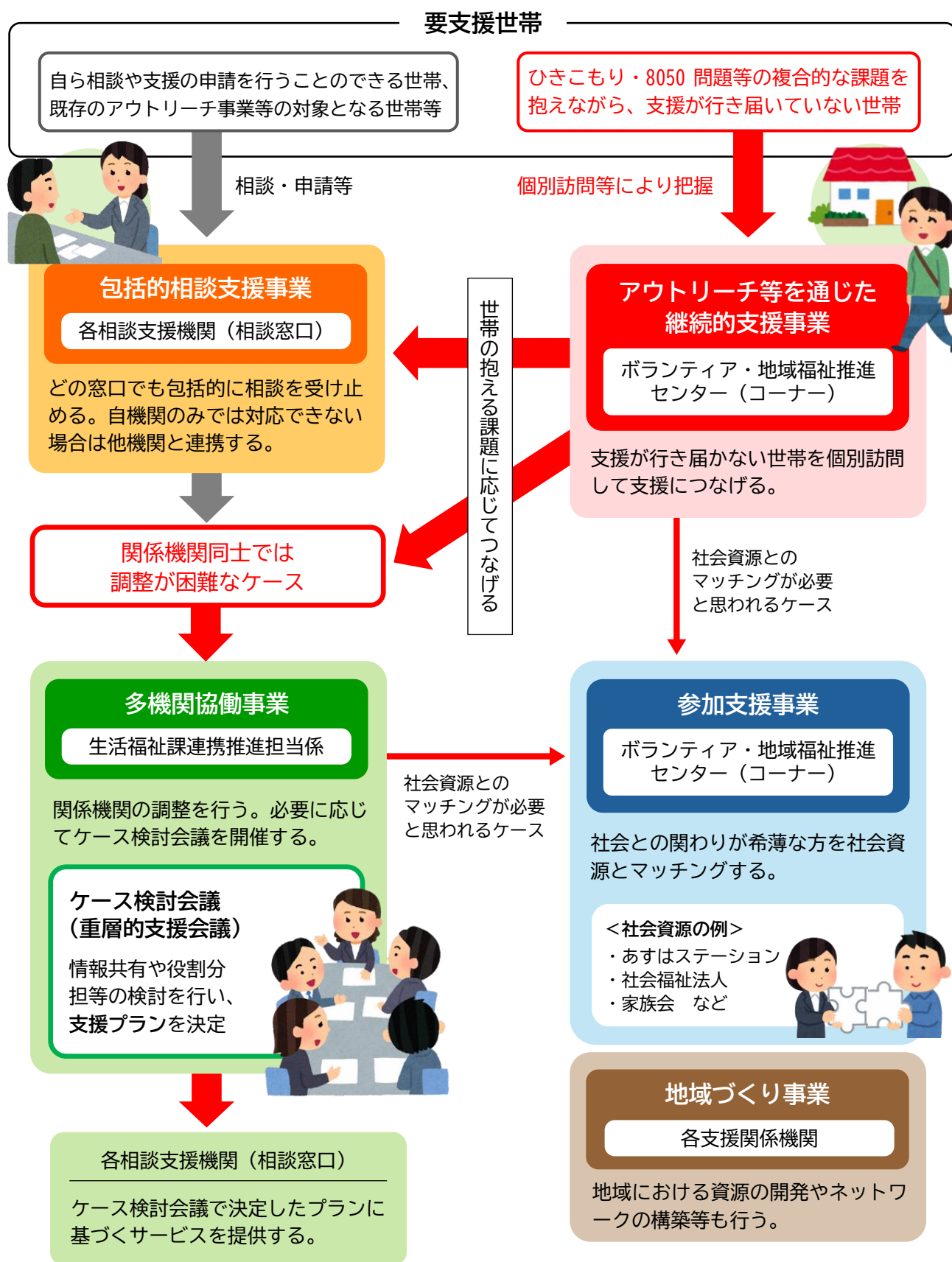
2 実施事業

重層的支援体制整備事業は、次に掲げる5つの事業を一体的に実施するものです。

事業名	根拠規定
(1) 包括的相談支援事業	法第106条の4第2項第1号
(2) 参加支援事業	法第106条の4第2項第2号
(3) 地域づくり事業	法第106条の4第2項第3号
(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	法第106条の4第2項第4号
(5) 多機関協働事業（支援プランの策定）	法第106条の4第2項第5号および第6号



【参考】練馬区における重層的支援体制整備事業の支援フロー



3 各実施事業の概要と提供体制

(1) 包括的相談支援事業

福祉・保健の各相談支援機関（相談窓口）において、相談者が抱える悩み事・困り事が担当業務以外の分野に及んだ場合でも、一旦すべての内容を包括的に受け止め、必要に応じ、適切な相談支援機関につなげます。

相談者の抱える課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関の連携や役割を整理する必要があるケースについては、多機関協働事業につながります。

●相談支援機関（法第106条の4第2項第1号に規定の事業相談窓口）の設置状況

（令和7年4月1日時点）

主な対象分野	相談支援機関名（相談窓口）	設置数	運営形態	対象圏域
高齢・介護	地域包括支援センター*	27	委託	各担当圏域
障害	障害者地域生活支援センター	4	指定管理	区全域
子ども	地域子ども家庭支援センター 練馬・光が丘・大泉・関 （すくすくアドバイザー）	4	委託	区全域
	区役所子育て支援課 （すくすくアドバイザー）	1	直営	区全域
	保健相談所（妊娠・子育て相談）	6	直営	各担当圏域
生活困窮	生活サポートセンター	1	委託	区全域

※上記以外の相談支援機関でも、包括的に相談を受け止め、適切な支援機関につなげます。

(2) 参加支援事業

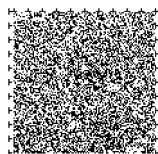
参加支援事業は、ひきこもりの方など、社会との関わりが希薄な方を対象に、本人やその世帯のニーズを踏まえ、社会資源とのマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニューづくりを行う事業です。個々の状況に合わせて地域への働きかけを行い、支援メニューを増やしていくとともに、本人に対する定着支援と受入先への支援も行います。

地域とのつなぎ役は、練馬区社会福祉協議会のボランティア・地域福祉推進センター（コーナー）*に配置されている地域福祉コーディネーターが担います。

●参加支援事業（法第106条の4第2項第2号に規定の事業）の実施体制

（令和7年4月1日時点）

実施機関名	設置数	運営形態	対象圏域
ボランティア・地域福祉推進センター（コーナー）	4	委託	区全域



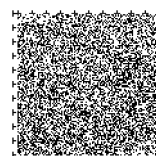
(3)地域づくり事業

既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチングなどを通じ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うものです。

●地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号に規定の事業）の実施体制

（令和7年4月1日時点）

主な対象分野	実施事業名	実施 拠点数	運営形態	対象圏域
高齢・介護	街かどケアカフェ事業 地域の高齢者やその介護者などが気軽に集うことができる場の提供、相談対応および地域包括支援センターなどの専門機関の紹介など	45	委託 協定	区全域
	生活支援体制整備事業 地域の高齢者支援のニーズと地域資源の把握および問題提起、高齢者の生活支援と介護予防サービスの資源開発および創出など	1	直営	区全域
		27	委託	各担当圏域
障害	地域活動支援センター事業Ⅰ型 医療・福祉および地域の社会基盤との連絡調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発など	4	指定管理	区全域
	地域活動支援センター事業Ⅲ型 創作的活動、レクリエーション活動ならびに生活などに関する相談および助言その他の必要な支援	2	委託 補助	区全域
子ども	子育てのひろば事業 0～3歳の乳幼児を持つ親子が自由に遊び、交流できる場の提供と子育てに関する相談の受付など	28	直営 委託 指定管理 補助	区全域
生活困窮	地域福祉コーディネーターによる地域づくり （練馬区社会福祉協議会） 身近な地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、住民や団体が主体的に参加して進める福祉活動	4	補助	区全域



(4)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

ひきこもりの方や 8050 世帯など、複合的な課題を抱えていながら支援が行き届いていない世帯を対象に、訪問などを通じて世帯の抱える課題を把握し、適切な支援につなげる事業です。本人や家族と継続的に関わるための信頼関係の構築やつながりの形成に向けた支援に力点を置いています。

支援は、練馬区社会福祉協議会のボランティア・地域福祉推進センター（コーナー）に配置されている地域福祉コーディネーターが担います。

●アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号に規定の事業）の実施体制

(令和 7 年 4 月 1 日時点)

実施機関名	設置数	運営形態	対象圏域
ボランティア・地域福祉推進センター（コーナー）	4	委託	区全域

(5)多機関協働事業(支援プランの策定)

世帯の抱える課題が複雑化・複合化しており、関係機関同士の調整では連携が困難なケースに対して、区の連携推進担当が関係機関の調整を行うものです。必要に応じて、関係機関を招集してケース検討会議（重層的支援会議）を開催します。ケース検討会議では、支援プランを策定し、支援の方向性や各機関の役割分担を明確化します。

なお、ケース検討会議の開催に当たり、支援対象者本人から情報共有について同意が得られない場合は、法第 106 条の 6 の規定に基づく「支援会議」として開催します。この場合、会議の構成員には、会議において知り得たすべての事項について守秘義務が課せられます。

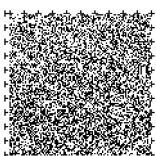
また、多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況などを把握し、必要に応じて支援機関へ助言するなど、事業の中核を担う役割を果たします。

●多機関協働事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号に規定の事業）の実施体制

(令和 7 年 4 月 1 日時点)

実施機関名	設置数	運営形態	対象圏域
福祉部生活福祉課連携推進担当係	1	直営（※）	区全域

※一部の業務を生活サポートセンターへ委託します。



4 連携体制の構築

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、庁内連携会議を設け、その下部組織として連絡部会を設置します。

(1) 庁内連携会議

副区長を委員長、関係部長を委員として、重層的支援体制整備事業の各事業の推進（連携体制の構築や事業の普及啓発など）に関する検討を行います。

(2) 連絡部会

福祉部長を委員長、関係課長を委員として、複合的な課題（ひきこもり・8050 問題など）を抱える世帯に対する支援策などを中心に検討します。必要に応じて、支援関係機関（社会福祉協議会など）や民生・児童委員、家族会、当事者会その他の関係者の出席を求め、意見を聴くことができます。

また、検討にあたって調査などが必要な場合は、実務者などを構成員とする作業部会を設置します。

5 事業目標

複合的な課題を抱えた世帯の孤独・孤立を解消・防止し、住み慣れた地域でそれぞれが望む生活ができるよう、子ども・障害者・高齢者・生活困窮者など福祉の各分野を超えた支援体制を構築します。

6 重点的な取組

重層的支援体制整備事業を進めるうえでの重点的な取組は、「練馬区地域福祉計画（令和7年度～10年度）」における施策として位置づけています。

※第3章（P.26以降）に掲載の施策内容のうち、対象となる事業には、【重層事業】と表記しています。

7 事業評価・見直し

事業評価は毎年度、「練馬区地域福祉計画（令和7年度～10年度）」の事業評価により行います。また、庁内連携会議・連絡部会において、事業の実績報告および見直しを行います。

